

西宮市保育料不納欠損処分取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所保育料（以下「保育料」という。）の徴収事務を効率的に処理するため、不納欠損処分及び納付する義務の消滅に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(金銭債権の消滅時効による不納欠損処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条に規定する時効により、保育料の徴収権が消滅したときは、不納欠損処分とする。

(滞納処分の停止の継続に伴う不納欠損処分)

第3条 滞納処分の執行停止が3年間継続したことにより、保育料を納付する義務が消滅したときは、不納欠損処分とする。

ただし、滞納者が死亡し、その遺留財産がない場合において保育料を徴収することができないことが明らかであるときは、滞納処分の停止を行った後、直ちに不納欠損処分をすることができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。